

第四百四号議案

江戸川区長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年十一月江戸川区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

付則第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区長の給料の特例に係る期間を二年間延長する必要があるもので、本案を提出いたします。